

「曖昧な雇用関係」の実態と課題に関する調査研究報告書

『曖昧な雇用関係』の実態と課題に関する調査研究委員会>(*主査)

*浜村 彰 (法政大学法学部教授)

大木 栄一 (玉川大学経営学部教授)

加藤 健志 (労働調査協議会事務局長)

沼田 雅之 (法政大学法学部教授)

橋本 陽子 (学習院大学法学部教授)

村上 陽子 (連合総合労働局長)

〈オブザーバー〉

古賀 友晴 (連合総合労働局・労働法制対策局部長)

(役職名は2017年9月時点)

近年、企業組織の多様化やアウトソーシングの拡大が進む中で、就業実態は使用従属関係(それに近い関係)であるにもかかわらず、「業務委託契約」(個人請負契約)などとして、労働関係法令上の使用者責任や社会・労働保険の負担を免れている「偽装雇用」と呼ばれる働き方が問題となっている。また、クラウド・ソーシングなどインターネットを介して仕事を仲介するサービスが広がっているが、仕事を受注した者が保護されていないことや、実態は雇用の仲介に近いが「仕事の仲介」であるとして適切な規制が及んでいない、などの問題が生じている。労働基準法、労働組合法上の労働者性は、契約の形式ではなく就業実態を見て判断することとされているが、現在の法・制度のままでは、このように「曖昧な雇用関係」(雇用か委託、個人請負か不明確な契約関係など)で就業する人に対する保護は不十分であり、また今後、このような就業(働き方)は増大していくものと思われる。

このような問題認識のもと、連合総研と連合では、2015年12月『曖昧な雇用関係』の実態と課題に関する調査研究委員会を発足させた。委員会では、インターネットアンケート調査により、個人請負事業者およびクラウドワーカーの就業実態を把握するとともに、実態から問題点を析出し、7つの「提言」として取りまとめた。

目次

第1章 本研究の要約と提言

第2章 「曖昧な雇用関係」の実態に関するアンケート調査結果の概要

第3章 個人請負就業者の現状と課題—労働者性の問題を中心として

第4章 クラウドワーカーの保護の可能性

第5章 非雇用就業者の交渉力と組織加入の意向—交渉力を高めるためには

第6章 「曖昧な雇用関係」で働く就業者の現状と労働法制上の課題

—非雇用就業者の働き方の特徴と法的・政策的検討課題